

全国商工会議所会員の皆さまへ

ビジネス総合保険制度【賠償補償型】

# 賠償プラス

ビジネスマスター・プラス【事業活動総合保険】

幅広い  
補償!



保険期間

平成28年3月1日(午後4時)～平成29年3月1日(午後4時)まで  
(このパンフレットは平成28年3月1日～平成29年2月1日の始期契約まで有効です。)

中途加入も  
毎月受付中

加入依頼書を毎月15日までに取扱代理店にご提出い  
ただくと翌月1日から1年間の保険期間となります。

団体契約のため  
割安

契約者



日本商工会議所

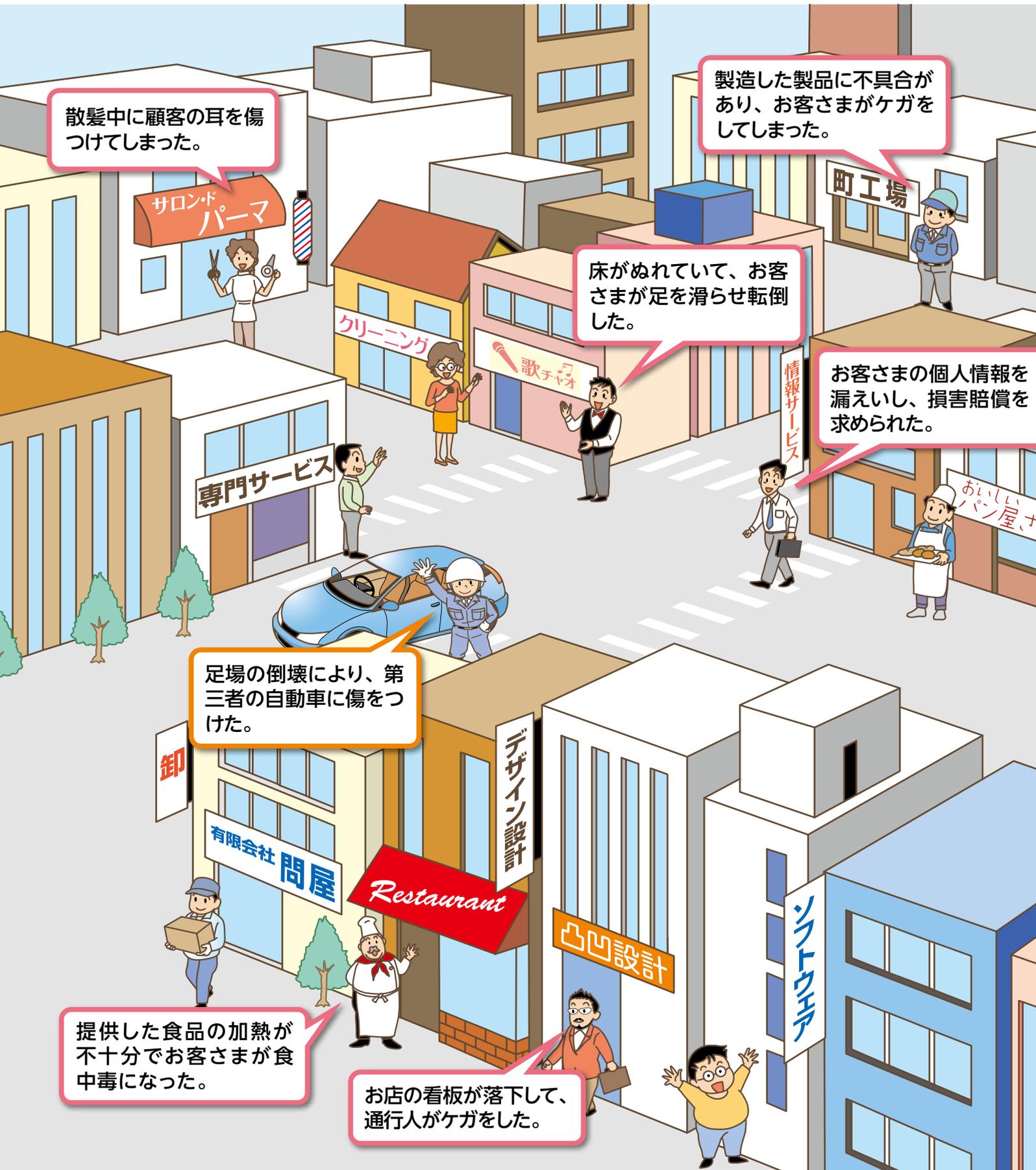
引受保険会社



損害保険ジャパン日本興亜株式会社

# 事業活動に**安心をプラス**

## 「賠償プラス」は**賠償事故**から貴社を



あなたの周りにおける**リスク**は？

# 安心チェックシート

# 幅広く守ります。



施設・業務遂行危険 <input checked="" type="checkbox"/>	損傷のない財物の使用不能損害 <input checked="" type="checkbox"/>
E W	W
製造物・完成作業危険 <input checked="" type="checkbox"/>	人格権侵害 <input checked="" type="checkbox"/>
E W	W
受託物危険 <input checked="" type="checkbox"/>	製造物自体の損害 <input checked="" type="checkbox"/>
E W	W
受託不動産危険 <input checked="" type="checkbox"/>	作業結果自体の損害 <input checked="" type="checkbox"/>
E W	W
情報漏えいリスク <input checked="" type="checkbox"/>	リコールリスク <input checked="" type="checkbox"/>
OP	OP

対象となる補償プラン (アイコンの説明) ※

**E** : エコノミープラン **W** : 充実補償のワイドプラン  
**OP** : オプション補償

※物流業者の方についてはエコノミープラン・ワイドプランの設定はありません。

# ご加入の流れ

## 1 加入プランを選択

貴社事業内容に応じて3つのプランからお選びください。

### ビジネスプラン ▶ P6



製造業・小売業・  
飲食業など

### 工事業プラン ▶ P8



工事業

### 物流業プラン ▶ P10



道路貨物運送業  
など

(注) 直近会計年度の年間の全売上高(消費税を含みます。以下同様とします。)が50億円以下の事業者が対象です。  
また、一部対象とならない業種もあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

## 2 補償プランを選択

(ビジネスプラン・工事業プランの場合) 2つのプランからお選びください。

### W 充実補償のワイドプラン

補償内容が充実したプランです。

### E エコノミープラン

補償内容を限定したプランで、ワイドプランに比べて**保険料が割安**になっています。

## 3 ご契約金額・自己負担額の設定

### ビジネスプラン 工事業プラン の場合

①ご契約金額をお選びください。

- 5,000万円 ●1億円 ●3億円
- 5億円 ●10億円

②自己負担額をお選びください。

- なし ●1万円 ●5万円
- 10万円

### 物流業プラン の場合

①ご契約金額をお選びください。

賠償責任等	●5,000万円 ●1億円 ●3億円
	●5億円 ●10億円
受託貨物危険	●100万円 ●500万円 ●1,000万円
	●2,000万円 ●3,000万円 ●4,000万円
	●5,000万円

②自己負担額をお選びください。

賠償責任等	●なし ●1万円 ●5万円 ●10万円
受託貨物危険	●5万円 ●10万円

## 4 オプションを選択

◆リコールに関する補償 詳しくはP14~P15をご覧ください。

◆情報漏えいに関する補償 詳しくはP16~P17をご覧ください。

◆その他のオプション 詳しくはP21をご覧ください。

5 貴社の年間売上高のご申告(一部業種は延床面積もご申告いただきます)

6 お見積り

7 ご成約

# ご加入方法

## ① 必要書類

新規・中途・継続加入共通

- 日本商工会議所 「賠償プラス」 加入依頼書
- 預金口座振替依頼書(注)

(注)新規加入または継続加入で振替口座を変更する場合は「預金口座振替依頼書」を提出してください。

## ② 掛金の払込方法

掛金(注1)は補償開始月の翌月5日(休日の場合は翌営業日)より毎月引き落としとなります(12回払)。  
なお、通帳へは「SMBCカイギショプラス」(注2)と印字されます。

(注1)月額保険料に制度維持費100円が加算されたものです。制度維持費は事務手続き費用等に使用します。

(注2)金融機関により通帳印字が異なる場合がございます。

## ③ 申し込み締切日

取扱代理店必着の期限となります。

(1)平成28年3月1日補償開始の場合:平成28年2月15日

(2)中途加入の場合:補償開始月の前月15日(土日祝日の場合は前営業日)

### ■ 3月1日より加入の場合のスケジュール

2月	3月	4月
15日 締切	1日 保険始期	月末 加入者証発送
		5日 掛金引落

### 売上高および延床面積の確認資料は、ご提出不要です!

※お客さまからご申告いただいた「直近会計年度の年間売上高(消費税込み)」または「契約時の延床面積」、新規事業者の場合は事業計画により保険料を算出します。  
保険料算出の基礎数字については正確にご申告をいただきますようお願いします。





# ビジネスプランの 補償内容

次のような事故により、貴社が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して保険金をお支払します。

※詳しくはP18以降をご覧ください。

## W 充実補償のワイドプラン 補償内容が充実したプランです。

### E エコノミープラン 補償内容を限定したプランで、ワイドプランに比べて保険料が割安です。

#### 施設危険



フロアのタイルがはがれているのに気づかず、来訪者がつまづいてケガをした。

#### 施設危険



事務所の看板が落下し、通行人がケガをした。

#### 業務遂行危険



自転車で配達中、通行人とぶつかり、ケガをさせた。

#### 業務遂行危険



お客さまに出すお茶をこぼし、ヤケドを負わせてしまった。

#### 製造物危険



提供した飲食物が腐っていたために、お客さまが食中毒になった。

#### 製造物危険



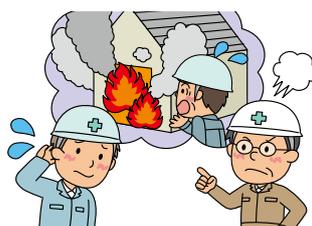
製造した機械に不具合があり、納品先の従業員がケガをした。

#### 受託物危険



お客さまからお預かりしたコートを盗まれた。

#### 受託不動産危険



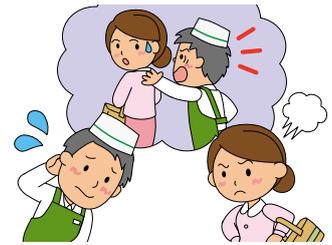
火災により借りている建物に損害が生じた。

#### 損傷のない財物の使用不能損害



爆発により、看板が隣接する鉄道線路敷地内に落下したため、電車の運行ができなくなり、鉄道会社の営業収益が減少した。

#### 人格権侵害



お客さまを万引犯と間違えてしまった。

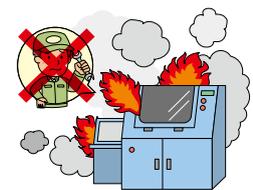
#### 製造物自体の損害



製造、販売した電化製品に結線ミスがあり出火し、家屋とともに電化製品自体も焼失した。

※電化製品のみが焼失した場合は、対象となりません。

#### 作業の結果自体の損害



機械組立作業の不備により、引渡後その機械が炎上した結果、工場とともにその機械自体も焼失した。

※引き渡した機械のみが焼失した場合は対象となりません。

# 補償範囲

- 日本国内で発生した貴社の次の業務上の偶然な事故による身体の障害・財物の損壊に起因する法律上の損害賠償責任を補償します。

施設・業務遂行危険

製造物・完成作業危険

受託物危険

受託不動産危険

- 日本国内で発生した貴社の業務上の行為による人格権侵害・宣伝障害に起因する法律上の損害賠償責任を補償します。(ワイドプランのみ)

## α オプションの補償

貴社のニーズに合わせて、次の補償もお選びいただけます。

### リコール事故も補償

製造物・完成作業リスクに起因して他人の身体障害や財物損壊が発生、もしくはその「おそれ」がある場合に実施するリコール費用を補償します。

※詳しくはP14をご覧ください。



製造したベビーカーについて、脚が折れてケガをするおそれが判明したため回収を行った。



食品加工機械が爆発しヤケドを負った。原因究明のため事故の原因となった機械の検査、回収を実施した。

### 情報漏えい事故も補償

個人情報・法人情報が漏えいしたこと、またそのおそれが生じたことにより、企業が負担する損害を補償します。サイバー攻撃(不正アクセス、ウイルス感染等)による損害賠償請求やマイナンバーの漏えいによる損害賠償請求にも対応しています。

※詳しくはP16をご覧ください。



顧客情報の誤送信により大量の顧客情報データが流出した。



取引先にウイルス感染メールを送信し、取引先サーバー保管データが消去された。

上記以外にもさまざまなオプション補償を用意しております。詳しくは取扱代理店までお問い合わせください。

## ≫ 対象業種

ビジネスプランは次の業種を対象とします(注)



製造業



卸売業



小売業



飲食業



美容業



カラオケボックス



自動車整備業



ガソリンスタンド



洗濯業



不動産仲介業



専門サービス業



設計・デザイン業



情報サービス業



ソフトウェア業

(注) 直近会計年度の年間の全売上高(消費税を含みます。以下同様とします。)が50億円以下の事業者が対象です。また、一部対象とならない業種もあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。



# 工事業プランの補償内容

次のような工事中や工事完了後の事故、事務所などの施設の所有・使用・管理に起因する事故、借用物の損壊事故といった事故により、貴社が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 ※詳しくはP18以降をご覧ください。

## W 充実補償のワイドプラン 補償内容が充実したプランです。

### E エコノミープラン 補償内容を限定したプランで、ワイドプランに比べて保険料が割安です。

#### 業務遂行危険



工事現場内にあるクレーンが倒れ、隣の民家を倒壊させた。

#### 業務遂行危険



工場の製造ラインを改修工事中、誤って既存の設備をこわした。

#### 施設危険



事務所から漏水し、階下の店舗の商品を濡らした。

#### 製造物・完成作業危険



配線工事の配線ミスにより機械から出火し、工場を全焼させた。

#### 受託物危険



リース中の機械をこわしてしまった。  
※1回の事故につき500万円限度

#### 受託不動産危険



火災により借りている建物に損害が生じた。

#### 人格権侵害・ 宣伝障害による 賠償責任も補償!



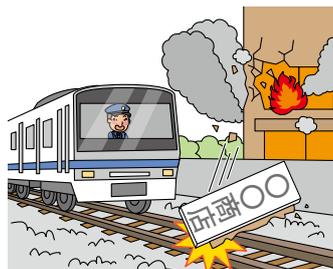
工事現場に入ってきた通行人を、公衆の面前で拘束し泥棒呼ばわりした。

#### 工事完了後に事故が発生した場合の再施工費用も補償!



屋根の修繕工事完了後、屋根の一部が崩れたことにより、雨漏りが発生し、テレビをこわしたため、再度屋根を修繕した。  
※1回の事故につき1,000万円限度

#### 損傷のない財物の 使用不能損害



爆発により、看板が隣接する鉄道線路敷地内に落下したため、電車の運行ができなくなり、鉄道会社の営業収益が減少した。

# 補償範囲

- 日本国内で発生した貴社の次の業務上の偶然な事故による身体の障害・財物の損壊に起因する法律上の損害賠償責任を補償します。

施設・業務遂行危険

製造物・完成作業危険

受託物危険

受託不動産危険

- 日本国内で発生した貴社の業務上の行為による人格権侵害・宣伝障害に起因する法律上の損害賠償責任を補償します。(ワイドプランのみ)

## α オプションの補償

貴社のニーズに合わせて、次の補償もお選びいただけます。

### 情報漏えい事故も補償

個人情報・法人情報が漏えいしたこと、またそのおそれが生じたことにより、企業が負担する損害を補償します。サイバー攻撃(不正アクセス、ウイルス感染等)による損害賠償請求やマイナンバーの漏えいによる損害賠償請求にも対応しています。  
※詳しくはP16をご覧ください。



顧客情報の誤送信により大量の顧客情報データが流出した。



取引先にウイルス感染メールを送信し、取引先サーバー保管データが消去された。

### 工事の遅延損害も補償

原因事故<sup>(注1)</sup>が発生したことにより、対象工事の請負契約書において約定した履行期日の翌日から6日以上工事遅延が発生し、その結果、貴社が発注者に対して法律上の遅延損害賠償金を負担することによって被る損害も補償します<sup>(注2)(注3)</sup>。

(注1) 保険金のお支払いの対象となる施設・業務遂行リスクに起因した身体障害・財物損壊事故をいいます。

(注2) 1回の事故につき、500万円または工事請負契約書に規定された工事の遅延による遅延損害賠償金のいずれか低い額を限度にお支払いします。

(注3) 損害賠償金と合算して、賠償ユニットのご契約金額が限度となります。

◆詳しくはP21をご覧ください。

### 第三者医療費用も補償<sup>(注4)</sup>

工事現場または貴社施設内で第三者がケガをされた場合、損害賠償責任の有無にかかわらず貴社が支出した医療費用または葬祭費用をお支払いします。

(注4) 被害者1名につき50万円、ご契約期間を通じて1,000万円を限度にお支払いします。

### 建具等修理費用も補償<sup>(注5)</sup>

貴社の借用する事業用の建物に損害が生じた際に、家主との契約に基づいて自己の費用で修理した場合の費用をお支払いします。

(注5) 1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。

## ≫ この保険の対象となる工事業者



次の条件をすべて満たす事業者の方がご契約いただけます。

- 直近会計年度の年間売上高(消費税を含みます。以下同様とします。)が50億円以下
- 年間売上高に占める工事の売上高の割合が80%以上

※ダム建設工事または単独の解体工事を行うことのある事業者の方は、この保険をご契約いただけません。別の商品をご案内いたしますので取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

## ≫ この保険の対象となる業務

### 貴社のすべての業務(一部の業務や一部の支店などに限定したご契約はできません。)

貴社が行う事業活動全般が補償対象となりますので、貴社が行う工事業以外の業務も対象業務に含まれます。なお、ご契約期間中に貴社が行う工事<sup>(注)</sup>は自動的に補償の対象となりますので、個々の工事についての通知は不要です。

(注) 貴社が共同企業体(JV)の構成員(貴社が下請負人となる場合は除きます。)となる工事のうち、共同施工方式で行う工事については対象となりません。ただし、工事完了後の事故にかぎり対象となります。



# 物流業プランの 補償内容①

## 貨物に関する賠償責任(受託貨物危険)

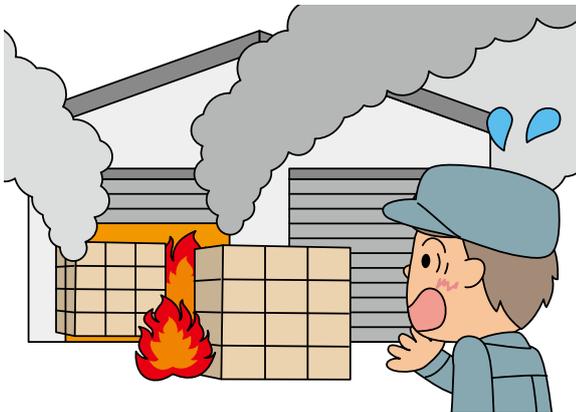
火災、盗難や輸送用具の衝突事故などの列挙危険の事故(P11をご覧ください。)によって、貴社が受託した貨物をこわしたり、盗まれたりしたことにより、荷主に対して法律上の損害賠償責任を負担される場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。



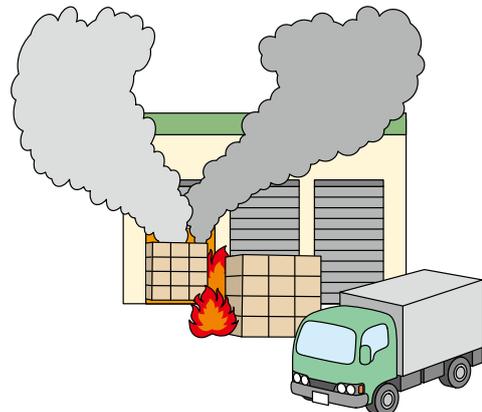
トラックの衝突事故により積載貨物である機械をこわした。



配送作業中にトラックから離れているときに積載していた貨物を盗まれた。  
(警察への届出がある場合に限りです。)



火災により自社倉庫にて保管中の貨物を焼失させた。



自社倉庫で火災が発生した結果、保管中の貨物は焼失しなかったものの、倉庫入口が崩壊したことにより貨物が遅配<sup>(注1)</sup>となったため、納入先が休業を余儀なくされたとして、納入先から損害賠償請求を受けた。

(注1) 次の①または②のいずれかの場合に、所定の期間<sup>(注2)</sup>を経過するまでに、荷受人などに貨物の引渡しができなかった場合、または不在通知票による通知ができなかった場合をいいます。ただし、貴社が荷送人から貨物輸送を直接引き受けた場合に限りです。

- ① 貨物の輸送用具に列挙危険事故が発生した場合
- ② 貴社が占有する建物、構築物の所在する敷地内において火災、落雷、破裂・爆発、風災、<sup>ひょう</sup>雹災、雪災が発生した場合

(注2) 貨物受取日の翌日から起算して次の①から④までに掲げる日数を合算した期間となります。

- ① 集荷期間: 1日(集荷を行う場合)
- ② 発送期間: 1日
- ③ 輸送期間: 運送距離170kmごとに1日(端日数は切上げ)
- ④ 配達期間: 1日(配達を行う場合)

## 受託貨物危険オールリスク補償特約

引挙危険による場合だけでなく、破損、汚損などを含めたさまざまな偶然な事故によって貴社が受託した貨物をこわしたことにより、荷主に対して法律上の損害賠償責任を負担される場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、貨物の種類によっては、補償の対象とならない事故や保険金をお支払いする条件が制限される場合があります。



- 荷物積込作業中に誤ってフォークリフトのフォーク部分で荷物をこわした。
- 配送作業中、貨物を落としてこわした。

### ■ 引挙危険とオールリスクの補償範囲 (主なもの)

事故の種類	引挙危険	オールリスク
火災・落雷	○	○
輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁または座州	○	○
破裂・爆発	○	○
風災 <sup>ひょう</sup> ・雹災 <sup>ひょう</sup> ・雪災 <sup>ゆき</sup> ・水災 <sup>みづ</sup>	○	○
給排水管・湿度調整装置などからの蒸気 <sup>じょうき</sup> ・水の漏出 <sup>いじ</sup> ・溢出	○	○
スプリンクラーからの内容物の漏出 <sup>いじ</sup> ・溢出	○	○
盗難(警察への届出が必要です)	○	○
破損 <sup>こわ</sup> ・曲り損 <sup>まが</sup> ・凹み損 <sup>へこ</sup> ・汚損 <sup>けが</sup>	×	○
汚損 <sup>けが</sup> ・擦損 <sup>こ</sup>	×	○
紛失 <sup>まが</sup> ・不着 <sup>たつ</sup>	×	○
混入 <sup>まじ</sup> ・汚染 <sup>けが</sup>	×	○
虫食 <sup>むし</sup> い・ねずみ食 <sup>ねずみ</sup> い	×	×
自然の消耗 <sup>しょう</sup> ・固有の欠陥 <sup>けつ</sup> ・性質 <sup>せい</sup>	×	×
荷造りの不完全	×	×

○:補償の対象、×:補償対象外

### ■ 保険金のお支払いが制限される貨物の補償範囲

貨物の種類	受託貨物危険オールリスク補償特約をセットしない場合	受託貨物危険オールリスク補償特約をセットする場合
青果物・生鮮食料品・植物	引挙危険	引挙危険
冷凍・冷蔵貨物・保温・保冷貨物	引挙危険 温度変化損害補償対象外	オールリスク 温度変化損害補償対象外
中古貨物	引挙危険 偶然かつ外来の事由によらない擦り傷 <sup>か</sup> 、 掻き傷 <sup>か</sup> 、曲り損 <sup>まが</sup> 、凹み損 <sup>へこ</sup> 、汚損補償対象外	オールリスク 偶然かつ外来の事由によらない擦り傷 <sup>か</sup> 、 掻き傷 <sup>か</sup> 、曲り損 <sup>まが</sup> 、凹み損 <sup>へこ</sup> 、汚損補償対象外
引越荷物・個人の家財	引挙危険 偶然かつ外来の事由によらない擦り傷 <sup>か</sup> 、 掻き傷 <sup>か</sup> 、曲り損 <sup>まが</sup> 、凹み損 <sup>へこ</sup> 、汚損補償対象外	オールリスク 偶然かつ外来の事由によらない擦り傷 <sup>か</sup> 、 掻き傷 <sup>か</sup> 、曲り損 <sup>まが</sup> 、凹み損 <sup>へこ</sup> 、汚損補償対象外
バラ積貨物・ タンク入液状貨物	引挙危険 容積・重量減補償対象外	オールリスク 容積・重量減補償対象外
コンテナ自体	受託物危険で対象	受託物危険で対象
自動車・バイク・原付	×	×
家畜・生動物・生魚	×	×
貨紙幣類	×	×
美術品 <sup>こつとうひん</sup> ・骨董品 <sup>こつとうひん</sup> ・宝石 <sup>こつとうひん</sup> ・貴金属類 <sup>こつとうひん</sup>	×	×

×:補償対象外

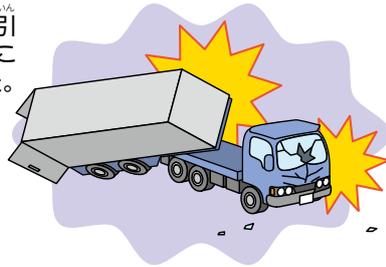


# 物流業プランの 補償内容②

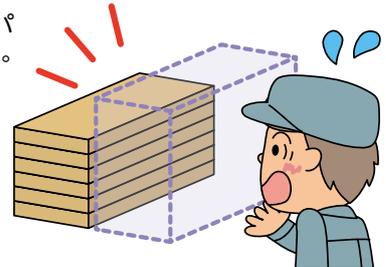
## 借用財物に関する賠償責任(受託物危険)

パレットなどのリース・レンタル品やコンテナ、被牽引車両などの借用財物をこわしたり、盗まれたりしたことにより、借用財物の所有者に対して法律上の損害賠償責任を負担される場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。

借用したトレーラーを牽引走行中、衝突事故を起こし、トレーラーが大破した。



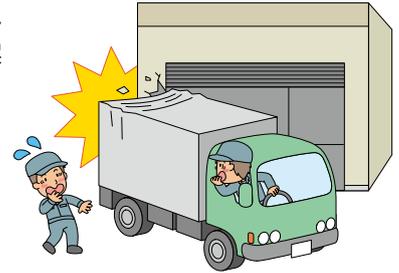
レンタル品であるパレットが夜間盗まれた。



## 借用不動産に関する賠償責任 (受託不動産危険)

業務用に賃借している不動産をこわしたことについて、不動産の貸主または所有者に対して、法律上の損害賠償責任を負担される場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。

間借りしている配送センター内でトラックの運転を誤り、建物の壁を大破させた。



## 第三者に関する賠償責任(施設・業務遂行危険、製造物・完成作業危険)

次の①から④までが原因で、他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたことにより、法律上の損害賠償責任を負担される場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。

① 貴社が所有、使用または管理する施設

② 貴社の業務の遂行

③ 貴社が製造、販売、供給した製品・商品など

④ 貴社が引き渡した作業の結果



荷物搬入中、台車を入口の自動ドアにつけてしまい、ドアのガラスをこわした。



搬入先にて一時的に借用したフォークリフトで走行中(※1)に搬入先の従業員をはねて、大ケガをさせた。



荷物搬入先で荷物の置き方の不備により荷物が崩れ落ち、搬入先の従業員にケガをさせた。

(注1) 自動車の所有、使用または管理に起因する事故は補償の対象外となりますが、施設構内(自社、他社は問いません。)での構内専用車の所有、使用または管理に起因する事故は補償の対象となります。

貴社のニーズに合わせて、次の補償もお選びいただけます。

## 情報漏えい事故も補償

個人情報・法人情報が漏えいしたこと、またそのおそれが生じたことにより、企業が負担する損害を補償します。サイバー攻撃（不正アクセス、ウイルス感染等）による損害賠償請求やマイナンバーの漏えいによる損害賠償請求にも対応しています。

※詳しくはP16をご覧ください。



顧客情報の誤送信により大量の顧客情報データが流出した。



取引先にウイルス感染メールを送信し、取引先サーバー保管データが消去された。

上記以外にもさまざまなオプション補償を用意しております。詳しくは取扱代理店までお問い合わせください。

## この保険の対象となる物流業者



次の条件をすべて満たす事業者の方がご契約いただけます。

- 次の事業の売上高が全売上高の80%以上であること  
「道路貨物運送業」、「倉庫業」、「梱包業」
- 貨物自動車運送事業の許可を受けている事業者または貨物軽自動車運送事業の届出を行っている事業者であること
- 次の貨物が主要な貨物ではないこと  
引越荷物、易損品、自動車、大型機械類（解体や据付けを行う場合）、生動物、現金、貴重品

※上記の条件のいずれかを満たさない事業者の方は、この保険にご契約いただけません。  
別の商品をご案内いたしますので取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

## この保険の対象となる業務

**貴社のすべての業務**（一部の業務や一部の支店などに限定したご契約はできません。）

貴社が行う事業活動全般が補償対象となりますので、貴社が行う運輸に関する事業以外の業務も対象業務に含まれます。

## 保険料割引制度について

**フリート契約者割引**（一部の業務や一部の支店などに限定したご契約はできません。）

貴社が自動車保険のフリート契約者である場合で、「賠償プラス」物流業プランのご契約期間の初日時点でフリート契約に優良割引20%以上が適用されている場合、優良割引率に応じて保険料の割引を適用します。

※割引の適用には貴社のお申し出と自動車保険証券などのご提示が必要となります。

**安全性優良事業所割引**

貴社が安全性優良事業所認定制度に基づく安全性優良事業所の認定を受けている場合で、認定を受けた事業所数の全事業所に対する割合が25%以上のとき、その割合に応じて保険料の割引を適用します。

※割引の適用には貴社のお申し出と認定証などのご提示が必要となります。



# オプションの補償内容①

## リコール特約のおすすめ

リコールを実施すると多額の費用が発生します。

リコール特約にご加入いただくことで、リコール時に必要となる費用を補償します！

特長

- ① 2タイプの補償タイプからお選びいただけます
- ② 身体障害・財物損壊のおそれによるリコールも補償対象となります。\*
- ③ 従業員による異物混入によるリコールも補償対象となります。\*

※ リコール費用補償特約（日本商工会議所用）にご加入の場合

## リコール特約の概要

### リコール費用補償特約 (日本商工会議所用)

被保険者が製造、販売等を行った対象製品のかしまたは異物混入のおそれ起因して、他人の身体障害もしくは財物損壊が発生、もしくはその「おそれ」が生じたことにより、被保険者が日本国内に存在するその対象製品のリコールを実施するために、被保険者が負担した費用を補償します。

※リコールが被保険者以外のものによって実施され、その費用を被保険者が法律上の損害賠償金として負担する場合も含まれます。

※リコールの実施および事故の発生またはそのおそれが次のいずれかにより客観的に明らかになることが必要です。

- ①被保険者または回収等実施者の行政庁に対する届出または報告等
- ②被保険者または回収等実施者が行う新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告
- ③回収等の実施についての行政庁の命令

### リコール費用限定補償特約 (日本商工会議所用)

被保険者が製造、販売等を行った対象製品のかしに起因して、他人の身体障害もしくは財物損壊が発生し、損保ジャパン日本興亜が損害賠償金を支払う場合で、被保険者が日本国内に存在するその対象製品のリコールを実施するために、被保険者が負担した費用を補償します。

※リコールの実施および事故の発生が次のいずれかにより客観的に明らかになることが必要です。

- ①被保険者の行政庁に対する届出または報告等
- ②回収等の実施についての行政庁の命令

## タイプ別の補償内容

	リコール費用補償特約 (日本商工会議所用)	リコール費用限定補償特約 (日本商工会議所用)
身体障害または財物損壊が発生	○	○
身体障害または財物損壊のおそれ	○	×
異物混入(含む脅迫)	○	×
対象製造物の回収等が被保険者以外のもので実施された場合の求償損害	○	×

○:補償の対象となります。  
×:補償の対象となりません。

### 事故例

電化製品でコンセントの絶縁不良により、火事になる可能性があることが判明した。

補償特約

○  
対象

限定補償  
特約

×  
対象外

出荷した魚介製品で食中毒が発生、スーパーに並んでいる商品を回収した。

補償特約

○  
対象

限定補償  
特約

○  
対象

# リコール特約の補償限度額

	リコール費用補償特約 (日本商工会議所用)	リコール費用限定補償特約 (日本商工会議所用)
支払限度額(保険期間中)	1億円もしくは3,000万円の2パターンからご選択ください。	
免責金額(1事故あたりの自己負担額)	なし	
1回の回収あたりの支払限度額	損害の額×90%	

## お支払いする主な保険金の種類

対象製品の回収等を実施するうえで必要かつ有益なもので、実際に対象商品の回収等の実施を目的とするものにかぎります。

### ① 回収(リコール)費用

回収のために実際に要した輸送費用、通信費用等の費用をいいます。

### ② 社告費用

新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどによる社告費用をいいます。

### ③ 回収製造物の廃棄費用

### ④ 回収製造物の修理費用<sup>(注)</sup>

### ⑤ 代替品の製造原価・仕入原価または回収製品と引換えに返還する対価<sup>(注)</sup>

被保険者の利益を控除した額となります。

など

(注) リコール費用限定補償特約(日本商工会議所用)では補償の対象となりません。

## 対象となる製品

被保険者が製造、加工、販売または供給を行った日本国内に存在する財物<sup>(注)</sup>となります。

(注) その財物を原材料、部品、容器もしくは包装として使用して製造または加工された財物を含みます。

## 重要 保険金をお支払いできない主な場合

### 1. リコール費用補償特約、リコール費用限定補償特約 共通

- 契約者、被保険者、これらの代理人の故意もしくは重大な過失による事故の発生もしくはそのおそれまたは法令違反
- 対象製造物の自然の消耗、摩滅、錆、かび、むれ、腐敗、変質、変色など
- 保存期間または有効期間を限定して製造、販売等を行った対象製造物の同期間経過後の品質劣化
- 核燃料物質による事故
- 対象製造物の修理または代替品のかし
- 牛海綿状脳症(BSE)または感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定された感染症またはそれらのおそれ
- 次の財物のかしに起因する回収等
  - ①自動車、原動機付自転車および自転車
  - ②電池、ACアダプターまたは充電器
  - ③チャイルドシート
  - ④たばこまたは電子たばこ
  - ⑤武器
  - ⑥航空機
  - ⑦血液製剤
- 初年度契約日(注)より前に、契約者または被保険者が、事故の発生を知った場合もしくは知ったと合理的に推定される場合など

### 2. リコール費用補償特約部分

- 次の者の故意もしくは重大な過失により発生した表示漏れ・表示誤り、または次の者による脅迫行為もしくは加害行為
  - 被保険者(法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行機関を含みます。)
- 対象製造物の効能、性能に関する不当な表示または虚偽の表示
- 被保険者と他人との間の特別の約定によって加重された賠償責任 など

### 3. リコール費用限定補償特約部分

- 契約者、被保険者、これらの代理人以外の者による脅迫行為または加害行為 など

(注) 初年度契約日は、本制度または中小企業PL保険制度におけるリコール特約に最初に加入した日(一度脱退した場合は、再度加入した日)となります。



# オプションの補償内容②



## 情報漏えい補償特約のおすすめ



情報漏えいが発生したこと、またはそのおそれが生じたことにより企業が負担する損害を補償します。

### 特長

- ① 個人情報のみならず、法人情報も補償対象
- ② 使用人等の故意も補償対象
- ③ サイバー攻撃(不正アクセス、ウイルス等)による損害賠償請求にも対応
- ④ マイナンバーのみの漏えいも補償対象
- ⑤ 委託先での情報漏えいリスクにも対応

## 補償内容

### 1 損害賠償に関する補償

業務を遂行するにあたり、偶然な事由により個人情報または法人情報を漏えいしたこと、またはそのおそれがあることに起因して、被保険者に対して保険期間中に日本国内において損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

#### 損害賠償金

■被害者に支払うべき法律上の損害賠償金

#### 争訟対応費用

■損害賠償請求に対処するために支出した文書作成費用、交通費、宿泊費など

#### 権利保全費用

■他人に損害賠償請求できる場合に、その権利を行使するために支出した費用

#### 争訟費用

■事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬などの費用

#### 協力費用

■損保ジャパン日本興亜が貴社(被保険者)に代わり解決への対応を行う場合に、貴社(被保険者)が協力のために支出した費用

### 2 費用に関する補償

個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じたことを知った場合において、保険期間中にその謝罪のための会見、広告または文書の送付を行うこと等を要件として、事故通知日から180日以内に行った対応策を実施するために被保険者が支出した費用を補償します。

#### マスコミ対応費用・公告費用

■謝罪や再発防止に向けた取り組みの公表などを目的として、テレビでの会見や新聞への広告掲載を行うために支出した費用

#### 通信費用

■被害者への謝罪文の作成・送付のために支出した費用

#### 見舞費用

■被害者への見舞品の購入・送付のために支出した費用

#### コンサルティング費用

■対応策等のコンサルティングを受けるために支出した費用

#### 事故原因調査費用

#### 臨時対応費用

#### 損害賠償請求費用

■他の事業者に事故原因があるような場合に、その事業者へ損害賠償請求を行うために支出する費用

### 3 ネットワーク危険に関する補償

被保険者の業務を遂行するにあたり、①コンピューターウイルスの感染、②被保険者以外の者による不正アクセス、③電子メールにより発信した電子情報のかし、により被保険者に対して保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

お支払いする保険金の種類は法律上の損害賠償金、争訟費用、争訟対応費用、権利保全費用、協力費用となります。

## 保険金支払限度額(てん補限度額)

次の4つのタイプからご選択いただきます。

	支払限度額(1事故・保険期間) <sup>(注1)</sup>		免責金額 (賠償・費用毎) <sup>(注4)</sup>
	損害賠償に関する補償 <sup>(注2)</sup> ネットワーク危険に関する補償	費用に関する補償 <sup>(注3)</sup>	
A	1,000万円	100万円	10万円
B	5,000万円	500万円	10万円
C	1億円	1,000万円	10万円
D	3億円	3,000万円	10万円

(注1) 支払限度額は、1事故かつ保険期間中通算の支払限度額となります。

(注2) 争訟対応費用はタイプに関わらず支払限度額(1事故・保険期間)1,000万円となります。

(注3) 個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合に限りです。見舞費用については個人情報1件につき1,000円限度となります(従業員等に対する見舞費用は支払対象外です。)

(注4) 争訟費用、争訟対応費用、権利保全費用、協力費用については免責金額は適用されません。

## 重要 保険金をお支払いできない主な場合

### 1. 損害賠償に関する補償・費用に関する補償共通

- 記名被保険者(注1)の故意または法令に違反することを知りながら(注2)行った行為に起因する情報漏えい等
- 記名被保険者が、初年度契約の保険期間の初日より前に情報漏えい等が発生していることを初年度契約の保険期間の初日に知っていた場合
- 客観的に発生の実事が確認できない情報漏えい等
- 偽りその他不正な手段により取得した情報に発生した情報漏えい等
- 記名被保険者の父母、配偶者、子または同居の親族からの損害賠償請求
- 情報の利用目的の変更が、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められないことに起因してなされた損害賠償請求
- 記名被保険者が本人に対して情報の利用目的またはその変更を通知・公表しないことに起因してなされた損害賠償請求
- 日本国外で提起された損害賠償請求

### 2. 損害賠償に関する補償部分

- 被保険者の情報の取扱いが法令に違反し、主務大臣等によりその違反を是正するために必要な措置をとるべき旨の勧告、命令等がなされた場合において、その命令、勧告等がなされてから被保険者が必要かつ適正な措置を完了するまでの間に発生した法令違反

(2) 被保険者が、あらかじめ本人の同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて行う情報の取扱い

(3) 履行不能または履行遅延

(4) 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定または合意がある場合において、その約定または合意によって加重された損害賠償責任

(5) 被保険者が支出したと否とを問わず、違約金に起因する損害賠償請求

(6) 記名被保険者の役員または情報共同利用者等からなされた損害賠償請求

(7) 被保険者が第三者へ情報を提供したり、その取扱いを委託したことが情報漏えい等に該当するとしてなされた損害賠償請求

(8) 被保険者が第三者と情報を共同して利用したことが情報漏えい等に該当するとしてなされた損害賠償請求

(9) 被保険者が第三者から個人データを提供され、その取扱いを委託されたことが、情報漏えい等に該当するとしてなされた損害賠償請求

### 3. 費用に関する補償部分

(1) 個人情報以外の情報の流出

(2) 記名被保険者でのみ使用可能な商品券の購入費用および発送費用や記名被保険者の商品、役務等の提供またはこれらの対価の減免にかかる費用

(3) 損保ジャパン日本興亜または取扱代理店が書面による個人情報漏えい等の通知を受領した日から180日を超えて被保険者が被る

損害

(4) 記名被保険者の使用人等に対する見舞費用

### 4. ネットワーク危険に関する補償部分

(1) この保険契約の保険期間の初日より前に被保険者に対して提起された損害賠償請求の中で申し立てられていた事由に起因する損害賠償請求

(2) 電子マネー(出入金など金銭の情報を電子化した、現物の通貨と同様の働きをするものをいいます。)に起因する損害賠償請求

(3) ソフトウェア開発またはプログラム作成に起因する損害賠償請求

(4) 対象業務の結果を利用して、製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て、製作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合に起因する損害賠償請求

(5) 被保険者以外の者に販売、納入または引き渡しした(対価の有無を問いません。)情報システムまたはネットワークの不具合に起因する損害賠償請求

(6) 被保険者以外の者に管理を委託されたまたはメンテナンスを行った(対価の有無を問いません。)情報システムまたはネットワークの不具合に起因する損害賠償請求

(注1) 記名被保険者が法人である場合には、その役員とします。

(注2) 知っていたと合理的に推定される場合を含みます。

など

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

## この保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み この商品は事業活動総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者 日本商工会議所
- 保険期間 平成 28 年 3 月 1 日午後 4 時から平成 29 年 3 月 1 日午後 4 時まで 1 年間となります。
- 申込締切日 平成 28 年 2 月 15 日
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等 引受条件(保険金額等)、保険料はご加入時の加入依頼書をご確認ください。
- 加入対象者 全国商工会議所の会員
- 被保険者 全国商工会議所の会員
- お支払方法 平成 28 年 4 月よりご指定の口座から毎月引き落としします。(12 回払) 加入のお申込みは随時受け付けております。加入日(保険始期日)の翌月よりご指定の口座から毎月引き落としします。  
※制度維持費として 1 加入者ごとの月額保険料に制度維持費(事務手数料費用等に充当しています) 100 円が加算されます。  
※引き落としができなかった場合は、翌月に 2 か月分を引き落とし

ます。2 か月連続で引き落としができなかった場合は引き落としできなかった月の前々月の 1 日をもって脱退となりますのでご注意ください。ただし、ご加入後、最初の引き落としから 2 か月連続で引き落としができなかった場合は、最初からご加入がなかったものとさせていただきます。

- お手続き方法 加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、取扱代理店までご送付ください。
- 中途加入 保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしております。その場合の保険期間は、毎月 15 日までの受付分は受付日の翌月 1 日(15 日過ぎの受付分は翌々月 1 日)の午後 4 時から 1 年間となります。保険料につきましては、保険期間開始日の翌月から毎月控除します。
- 中途脱退 この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の取扱代理店までご連絡ください。
- 満期返れい金・契約者配当金 この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

## お支払いする保険金の内容

保険金の種類	お支払いする保険金の内容																							
① 損害賠償金 (被保険者が損害賠償請求権者に対して支払う損害賠償金ならびに判決により支払を命じられた訴訟費用および遅延損害金をいいます。ただし、損害賠償金の支払により代位取得するものがある場合には、その価額を差し引くものとします。)	<p>日本国内で発生した貴社の業務上の偶然な事故に起因して、ご契約期間中に発生した他人の身体の障害もしくは財物の損壊について、または貴社の業務上の行為により日本国内で発生した人格権侵害・宣伝障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して、加入プラン・補償プランに応じて保険金をお支払いします。</p> <p>保険金は、1 回の事故などにより発生した損害の合計額が自己負担額<sup>(注1)</sup>を上回る場合に、ご契約期間を通じてのご契約金額を限度にお支払いします。損害の種類ごとのお支払限度額は次のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">損害の種類</th> <th>お支払限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">身体の障害<sup>(注2)</sup></td> <td rowspan="2">ご契約期間を通じてのご契約金額限度</td> </tr> <tr> <td colspan="2">人格権侵害・宣伝障害<sup>(注3)</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">財物の損壊</td> <td>財物の損傷等およびその結果発生する使用不能<sup>(注2)</sup> 損傷等の発生していない財物の使用不能<sup>(注2)(注3)</sup> 製造物自体・作業の結果自体の損壊<sup>(注3)</sup></td> <td>1 事故 1,000 万円限度</td> </tr> <tr> <td>受託物</td> <td>損傷等、紛失、盗取、詐取 1 事故 500 万円または時価額のいずれか低い額限度</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">受託不動産</td> <td>損傷等、紛失、盗取、詐取の結果発生する使用不能<sup>(注3)</sup></td> <td>1 事故 100 万円限度</td> </tr> <tr> <td>損傷等 損傷等の結果発生する使用不能<sup>(注3)</sup></td> <td>1 事故 5,000 万円または時価額のいずれか低い額限度 1 事故 100 万円限度</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">受託貨物 (物流業プランのみ)</td> <td>損傷等、紛失、盗取、詐取</td> <td>1 事故賠償責任受託貨物危険保険金額または時価額のいずれか低い額が限度</td> </tr> <tr> <td>使用不能</td> <td>1 事故 100 万円限度</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 賠償責任等免責金額は、なし、1 万円、5 万円または 10 万円、受託貨物危険免責金額は、5 万円または 10 万円からお選びいただけます。 (注2) 工事業プランにご加入の場合で、被保険者が共同施工方式の共同企業体の構成員である場合、製造物・完成作業危険については、被保険者のその共同企業体への出資割合を乗じた額を限度とします。 (注3) ビジネスプラン・工事業プランにご加入で、エコノミープランの場合は、お支払いの対象となりません。 【ご注意】 被害者からの損害賠償請求に対して損保ジャパン日本興亜の承認なしに示談した場合には、損害賠償金を削減してお支払いする場合がありますので、ご注意ください。</p>	損害の種類		お支払限度額	身体の障害 <sup>(注2)</sup>		ご契約期間を通じてのご契約金額限度	人格権侵害・宣伝障害 <sup>(注3)</sup>		財物の損壊	財物の損傷等およびその結果発生する使用不能 <sup>(注2)</sup> 損傷等の発生していない財物の使用不能 <sup>(注2)(注3)</sup> 製造物自体・作業の結果自体の損壊 <sup>(注3)</sup>	1 事故 1,000 万円限度	受託物	損傷等、紛失、盗取、詐取 1 事故 500 万円または時価額のいずれか低い額限度	受託不動産	損傷等、紛失、盗取、詐取の結果発生する使用不能 <sup>(注3)</sup>	1 事故 100 万円限度	損傷等 損傷等の結果発生する使用不能 <sup>(注3)</sup>	1 事故 5,000 万円または時価額のいずれか低い額限度 1 事故 100 万円限度	受託貨物 (物流業プランのみ)	損傷等、紛失、盗取、詐取	1 事故賠償責任受託貨物危険保険金額または時価額のいずれか低い額が限度	使用不能	1 事故 100 万円限度
損害の種類		お支払限度額																						
身体の障害 <sup>(注2)</sup>		ご契約期間を通じてのご契約金額限度																						
人格権侵害・宣伝障害 <sup>(注3)</sup>																								
財物の損壊	財物の損傷等およびその結果発生する使用不能 <sup>(注2)</sup> 損傷等の発生していない財物の使用不能 <sup>(注2)(注3)</sup> 製造物自体・作業の結果自体の損壊 <sup>(注3)</sup>	1 事故 1,000 万円限度																						
	受託物	損傷等、紛失、盗取、詐取 1 事故 500 万円または時価額のいずれか低い額限度																						
	受託不動産	損傷等、紛失、盗取、詐取の結果発生する使用不能 <sup>(注3)</sup>	1 事故 100 万円限度																					
		損傷等 損傷等の結果発生する使用不能 <sup>(注3)</sup>	1 事故 5,000 万円または時価額のいずれか低い額限度 1 事故 100 万円限度																					
	受託貨物 (物流業プランのみ)	損傷等、紛失、盗取、詐取	1 事故賠償責任受託貨物危険保険金額または時価額のいずれか低い額が限度																					
		使用不能	1 事故 100 万円限度																					
② 損害防止費用 <sup>(注4)</sup>	事故が発生した場合に損害の発生および拡大の防止のために支出した費用をお支払いします。回収費用や石油拡散防止費用は除きます。																							
③ 権利保全費用 <sup>(注4)</sup>	被保険者が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合において、被保険者が支出したその権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用をお支払いします。																							
④ 争訟費用 <sup>(注4)</sup>	損害賠償責任の解決のために損保ジャパン日本興亜の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬などの費用をお支払いします。																							
⑤ 協力費用 <sup>(注4)</sup>	損保ジャパン日本興亜が損害賠償請求の解決にあたる場合に、損保ジャパン日本興亜の請求に応じて貴社がこれに協力するために支出した費用をお支払いします。																							
⑥ 初期対応費用 <sup>(注4)(注5)</sup>	事故が発生した場合に損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した初期対応のための費用(事故現場保存費用、事故原因調査費用、事故現場片づけ費用など)をお支払いします。																							
⑦ 争訟対応費用 <sup>(注4)(注5)</sup>	損害賠償責任の解決のために損保ジャパン日本興亜の書面による同意を得て支出した意見書・鑑定書作成費用などの費用をお支払いします。																							
⑧ 見舞費用 <sup>(注4)</sup> (ワイドプラン・物流業プランのみ)	対人・対物事故が発生した場合に損保ジャパン日本興亜の書面による同意を得て支出した見舞金、見舞品の購入費用などについて、被害者 1 名あたり 2 万円を限度、1 事故につき 1,000 万円を限度にお支払いします。																							

保険金の種類	お支払いする保険金の内容	
⑨ 建具等修理費用保険金 (ビジネスプランのみ)	貴社の借用する事業用の建物に損害が生じた際に、家主との間で締結した賃貸借契約などの契約に基づいて自己の費用で修理した場合の費用について、1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。	
⑩ 受託貨物事故付帯費用 (物流業プランのみ) <sup>(注4)</sup>	次の(ア)から(エ)までの費用を合算して、1回の事故について100万円を限度としてお支払いします。	
(ア) 廃棄費用	受託貨物の廃棄のために損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した費用です。ただし、受託貨物の財物の損壊につき保険金をお支払いする場合にかぎり、お支払いします。	左記(イ)から(エ)までの費用は、受託貨物の財物の損壊につき保険金をお支払いする場合またはその受託貨物を積載した輸送用具に列挙危険の事故が発生した場合にかぎり、保険金をお支払いします。
(イ) 検査費用	受託貨物の検査のために支出した費用です。ただし、損保ジャパン日本興亜または損保ジャパン日本興亜が認める調査人または鑑定人が必要かつ妥当と判断した場合に限ります。	
(ウ) 継搬費用	受託貨物を最終仕向地へ輸送するために損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した代車費用、牽引費用、中間地における荷卸し、陸揚げ、保管または再積込みの費用です(ただし、燃料代および高速料金は含みません。)	
(エ) 緊急輸送費用	受託貨物の代替品を航空便により緊急輸送するために支出した費用のうち損保ジャパン日本興亜が必要または有益であったと認めた費用です。	

(注4) 結果的に損害賠償責任がないことが判明した場合でも、保険金をお支払いします。

(注5) ⑥と⑦を合算して、ご契約期間を通じて1,000万円が限度となります。

用語の説明	
用語	説明
損傷等	滅失、損傷または汚損をいいます。
身体の障害	人のケガや病気をいいます。これらによって後遺障害が生じた場合および亡くなられた場合を含みます。
財物の損壊	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設・業務遂行危険および製造物・完成作業危険については、財物の損傷等、その結果発生する使用不能、および損傷等の発生していない財物の使用不能をいいます。</li> <li>● 受託物危険については財物の損傷等、紛失、盗取、詐取、およびその結果発生する使用不能をいいます。</li> <li>● 受託不動産危険については財物の損傷等、およびその結果発生する使用不能をいいます。</li> </ul>
施設・業務遂行危険	施設の所有・使用・管理、および業務に起因する身体の障害および財物の損壊で製造物・完成作業危険、受託物危険、受託不動産危険以外のものをいいます。
製造物・完成作業危険	製造物および作業の結果に起因するすべての身体の障害および財物の損壊をいいます。
受託物危険	受託物に発生したすべての財物の損壊をいいます。
受託不動産危険	貴社が借用する不動産に発生したすべての財物の損壊をいいます。
受託貨物危険	受託貨物に発生したすべての財物の損壊をいいます。
受託貨物	受託物のうち、貴社が輸送(輸送途上における積替えのための一時保管を含みます。)の全部または一部を寄託される財物および倉庫寄託約款などが適用される財物をいいます。
列挙危険	<p>次の①から⑨に掲げるいずれかの事由が発生したことをいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 火災</li> <li>② 落雷</li> <li>③ 破裂・爆発</li> <li>④ 風災、雹災または雪災</li> <li>⑤ 水災</li> <li>⑥ 給配水管、冷暖房装置、冷凍装置、湿度調整装置、消火栓または業務用もしくは家事用器具からの蒸気または水の漏出または溢出</li> <li>⑦ スプリンクラーからの内容物の漏出または溢出</li> <li>⑧ 盗難(侵入した形跡があり、警察でその届出が受理されているものに限ります。)</li> <li>⑨ 輸送用具の衝突、転覆、脱線、墜落、不時着、沈没、座礁または座州</li> </ol>
遅配	<p>貴社が荷送人より受託貨物の運送を直接引き受けた場合において、運送状などに記載された受託貨物を貨物受取日の翌日から起算して次に掲げる①から④までを合算した日数を経過するまでに荷受人などに対して引き渡しができなかったことまたは不在通知票による通知ができなかったことをいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 集荷を行う場合は、集荷期間として1日</li> <li>② 発送期間として1日</li> <li>③ 輸送期間として運送距離170Kmごとに1日。ただし、1日未満の端数が生じた場合は1日とします。</li> <li>④ 配達を行う場合は、配達期間として1日</li> </ol>
人格権侵害	<p>次の①または②に掲げるいずれかの行為に起因する障害で、身体の障害および宣伝障害以外のものをいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損</li> <li>② 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による他人の誹謗、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害</li> </ol>
宣伝障害	<p>商品・製品・サービスの宣伝に関する次のいずれかの行為に起因する障害をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による他人の誹謗、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害</li> <li>② 著作権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの知的財産権を含みません。)、標題または標語の侵害</li> <li>③ 宣伝上の着想または営業の手法の不正な流用</li> </ol>

# 保険金をお支払いできない主な場合

## 〈身体の障害・財物の損壊に関する事由〉

### 身体の障害・財物の損壊に共通の事由

- ご契約者、記名被保険者、これらの代理人、その他の被保険者の故意
- 地震、噴火、津波、洪水、戦争、核燃料物質による事故
- 環境汚染(突発的な事故による汚染物質の流出などを除きます。)
- 約定または合意によって加重された損害賠償責任
- 記名被保険者の業務上の事故により被保険者が被った身体の障害(労災事故)に対して負担する損害賠償責任
- 記名被保険者の所有物の財物の損壊
- 日本国外で発生した身体の障害、財物の損壊
- 弁護士、医師、建築士などの業務(資格の有無を問いません。)
- 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性
- 貴社が共同施工方式の共同企業体の構成員である場合において、その共同施工方式の共同企業体が行う工事に起因する損害(製造物・完成作業危険を除きます。) など

### 施設・業務遂行に関する固有の事由

- 航空機、自動車、車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)、または銃器の所有・使用・管理に起因する事故(貨物の積込みまたは積卸し作業に起因する事故、対象敷地内や被保険者が所有または賃借する施設内での車両、工事現場内にある建設用工作車または構内専用車の所有・使用・管理に起因する事故を除きます。)
- 施設外にある船舶の所有・使用・管理に起因する事故(貨物の積込みまたは積卸し作業に起因する事故を除きます。)
- 塵埃または騒音に起因する損害
- 基礎工事、地下工事、または土地の掘削工事に起因する土地の沈下、隆起、振動、土砂崩れ、土砂の流出・流入などによる財物の損壊
- 記名被保険者の施設から公共水域への石油物質の流出による財物の損壊
- 石油拡散防止費用について負担する損害賠償責任
- 記名被保険者によってまたは記名被保険者のために記名被保険者以外の者によってなされた約定または合意に基づく債務の不履行に起因する滅失、損傷、汚損の発生していない財物の使用不能損害 など

### 製造物・完成作業に関する固有の事由

- 故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売した製品および法令に違反して行った作業の結果
- 記名被保険者の製品などのみに生じた財物の損壊  
【ご注意】ワイドプラン・物流業プランの場合、次の①から③までのいずれかの条件を満たす場合はお支払いの対象となります。
  - ①製造物等自体に生じた損傷等が身体の障害または製造物等以外の財物に生じた財物の損壊の原因となった場合
  - ②貴社の製造物の欠陥が身体の障害または製造物等以外の財物に生じた財物の損壊の原因となった場合
  - ③貴社の作業の結果のうち材料等の欠陥が身体の障害または製造物等以外の財物に生じた財物の損壊の原因となった場合
- 回収措置を講じるための費用に対して負担する損害賠償責任
- 身体の障害、財物の損壊の発生防止・抑制などを効能・性能とした製品などがその設計上、表示上の不備などにより効能などを発揮できなかったことにより生じた身体の障害、財物の損壊に対して負担する損害賠償責任 など

### 受託物および受託貨物(物流業プランのみ)に関する固有の事由

- ご契約者、被保険者、被保険者の代理人が行い、または加担した受託物の盗取または詐取
- 受託物の瑕疵、自然の消耗、齧、腐敗、ねずみ食い、虫食いなどや自然発火、自然爆発による財物の損壊
- 屋根、扉、戸、窓、通風筒などから入る雨、雪などによる財物の損壊
- 貨幣・紙幣、有価証券、宝石、貴金属、美術品、骨董品、設計書などの財物の損壊
- 委託者に引き渡された日の翌日から起算して30日を経過した後に発見された受託物の財物の損壊
- 加工の拙劣または仕上不良などによって受託自動車に発生した財物の損壊(火災、爆発による場合を除きます。)

- 法令に定められた運転資格、操縦資格を持たない者、または酒気帯び運転者もしくは操縦者によって運転・操縦されている間に受託自動車に生じた財物の損壊

【ご注意】工事業プランの場合は下記の損害もお支払い対象外となります。

- リース・レンタル用品以外の賃借物に発生した財物の損壊
- 支給材等に発生した財物の損壊 など

【ご注意】物流業プランの場合は下記の損害もお支払い対象外となります。

- 家畜、生動物、生魚、その他これらに類する受託物および受託貨物に発生した財物の損壊 など

### 受託貨物(物流業プランのみ)に関する固有の事由

- 保険金を受け取るべき者の故意
- 荷造りの不完全
- 貨物の積載重量または積載方法などにかかる法令違反
- 輸送用具または輸送方法の不備
- 公権力による処分
- ストライキ、ロックアウトその他の労働争議行為または労働争議参加者の行為
- 受託貨物のうち自動車または原動機付自転車に発生した財物の損壊
- 受託貨物のうち機械または器具の作動不良。ただし、受託貨物の梱包材に損傷等が生じている場合など、偶然かつ外来の事故によることが明らかなお支払の対象となります。
- 受託貨物のうち中古貨物の擦り傷、掻き傷、曲り、凹み、ひび割れまたは汚れ。ただし、受託貨物の梱包材に損傷等が生じている場合など、偶然かつ外来の事故によることが明らかなお支払の対象となります。 など

### 借用建物(受託不動産)に関する固有の事由

- 改築、増築、取りこわしなどの工事に起因して借用建物に発生した財物の損壊(被保険者が自己の労力をもって行った作業に起因する場合を除きます。)
- 汚損、擦損、塗料のはがれなどの単なる外形上の損傷であって、借用建物の機能に直接影響のない財物の損壊
- 借用建物に生じた煙または臭気などの付着による財物の損壊
- 貸主に引き渡した後に発見された借用建物の財物の損壊 など

### 〈人格権侵害・宣伝障害に関する事由〉

- 被保険者の犯罪行為
- 採用・雇用または解雇に関する行為
- 広告宣伝、放送、出版などを業とする被保険者による行為
- 日本国外で発生した人格権侵害・宣伝障害
- 契約違反
- 宣伝された品質または性能に商品、製品またはサービスが適合しない場合
- 商品、製品またはサービスの価格表示誤り など

### 〈建具等の修理に関する事由〉(ビジネスプランのみ)

- 管理を委託された者または記名被保険者と生計を共にする同居の親族の故意によって生じた損害
- 借用施設の瑕疵、自然の摩滅、消耗、劣化、ボイラスケール、性質による蒸れ、腐敗、錆、キャビテーション、ねずみ食い、虫食い
- 借用施設の管球類のみに生じた損害
- 汚損、擦損、塗料のはがれなどの単なる外形上の損害であって、借用施設の機能に直接関係のない損害
- 借用施設に生じた煙または臭気などの付着の損害 など

オプション特約の概要は次のとおりです。

対象プラン			特約の名称	特約の内容
ビジネスプラン	工業プラン	物流業プラン		
○			リコール費用補償特約 (日本商工会議所用)	貴社が製造、販売、取扱いまたは供給した対象製造物のかしまたは異物混入のおそれ起因して、他人の身体の障害または財物の損壊の発生もしくはそのおそれがある場合に、損害の発生または拡大の防止を目的として日本国内に存在するその対象製造物の回収、検査、修理などを実施することにより生じた費用を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払う特約です。
○			リコール費用限定補償特約 (日本商工会議所用)	貴社が製造、販売、取扱いまたは供給した対象製造物のかしに起因して、他人の身体の障害または財物の損壊が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止を目的として日本国内に存在するその対象製造物の回収、検査、修理などを実施することにより生じた費用を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払う特約です。
○	○	○	情報漏えい補償特約	業務を遂行するにあたり、貴社が被った以下の経済的損害を補償する特約です。 ア. 情報の漏えいまたはそのおそれが生じたことに起因して、日本国内において損害賠償請求がなされたことにより被る損害 イ. 個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じたことに起因して、損保ジャパン日本興亜への通知日から180日以内に行った企業ブランド価値のき損を防止・軽減するための対応策を実施するために支出した費用 ウ. ①コンピューターウイルスの感染、②被保険者以外の者による不正アクセス、③電子メールにより発信した電子情報のかし、に起因して、日本国内において損害賠償請求がなされたことにより被る損害
○	○	○	第三者医療費用補償特約	日本国内で発生した次のア.からウ.までの事故のいずれかによって、第三者が被った身体の障害に関し、貴社が医療費用または葬祭費用を損保ジャパン日本興亜の同意を得て支払うことにより被る損害に対して、保険金を支払う特約です <sup>(注1)</sup> 。(被害者1名につき50万円、ご契約期間を通じて1,000万円限度) ア. 貴社の業務の遂行による事故 イ. 貴社が所有または賃借する施設での事故 ウ. 貴社が所有または賃借する施設に隣接する道路上での事故
○			傷害見舞費用補償特約	利用者が施設内において、急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に障害を被り、その直接の結果として、亡なられた場合または医師の治療を受けた場合に、貴社が見舞費用を支払うことにより被る損害に対して、傷害見舞費用保険金(死亡見舞費用保険金、後遺障害見舞費用保険金、入院見舞費用保険金および通院見舞費用保険金)を支払う特約です <sup>(注1)(注2)</sup> 。(被傷者1名につき、死亡見舞費用保険金、後遺障害見舞費用保険金は合算してご契約期間を通じて30万円限度、入院見舞費用保険金は1回の事故につき10万円限度、通院見舞費用保険金は1回の事故につき5万円限度)
○			食中毒・感染症利益補償特約	次のア.からウ.までに掲げる事故により、貴社の営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、保険金を支払う特約です。(1事故につき、特約のご契約金額限度) ア. 施設における食中毒の発生または施設において製造、販売もしくは提供した食品に起因する食中毒の発生(食品衛生法の規定に基づき所轄保健所長に届出のあったものに限ります。) イ. 施設が食中毒の原因となる病原体に汚染され、または汚染された疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒・隔離その他の措置 ウ. 施設において感染症が発生した場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒・隔離その他の措置
○			製造物災害補償特約	製造物と相当因果関係がある事故によって第三者が傷害を被り、その直接の結果として、亡なられた場合または後遺障害を被った場合に、貴社が見舞費用を支払うことにより被る損害に対して、見舞費用保険金(死亡見舞費用保険金、後遺障害見舞費用保険金)を支払う特約です <sup>(注1)(注2)</sup> 。(被傷者1名につき、ご契約期間を通じて300万円限度。特約の支払限度額はご契約期間を通じて1億円限度)
	○		身体の障害・財物の損壊発生時の工事遅延損害補償特約	原因事故 <sup>(注3)</sup> が発生したことにより、対象工事の請負契約書において約定した履行期日の翌日から6日以上工事遅延が発生し、その結果、貴社が発注者に対して法律上の遅延損害賠償金を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 <sup>(注4)(注5)</sup>
	○	○	建具等修理費用補償特約	貴社の借用する事業用の建物に損害が生じた際に、家主との間で締結した賃貸借契約などの契約に基づいて自己の費用で修理した場合の費用について、1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。
		○	受託貨物危険オールリスク補償特約	列挙危険による場合だけでなく、破損、汚損などを含めたさまざまな偶然な事故によって生じた受託貨物の財物の損壊に起因する損害に対して保険金をお支払いします。 ※この特約をセットいただいた場合でも補償対象とならない事故や貨物の種類によりましては保険金をお支払いする条件が制限される場合があります。P.11のオプションの補償をご覧ください。

(注1) 損害賠償責任の有無にかかわらず、補償の対象となりますが、P.18「①損害賠償金」が支払われる場合には、保険金は「①損害賠償金」に充当されます。

(注2) 見舞金の支払いには、損保ジャパン日本興亜の同意が必要です。

(注3) 保険金のお支払の対象となる施設・業務遂行危険に起因した身体障害・財物損壊事故をいいます。

(注4) 1回の事故につき、500万円または工事請負契約書に規定された工事の遅延による遅延損害賠償金のいずれか低い額を限度にお支払いします。

(注5) 損害賠償金と合算して、ご契約金額が限度となります。

## 1. 中小企業PL保険制度ご加入の方へ

### (1) 中小企業PL保険制度について

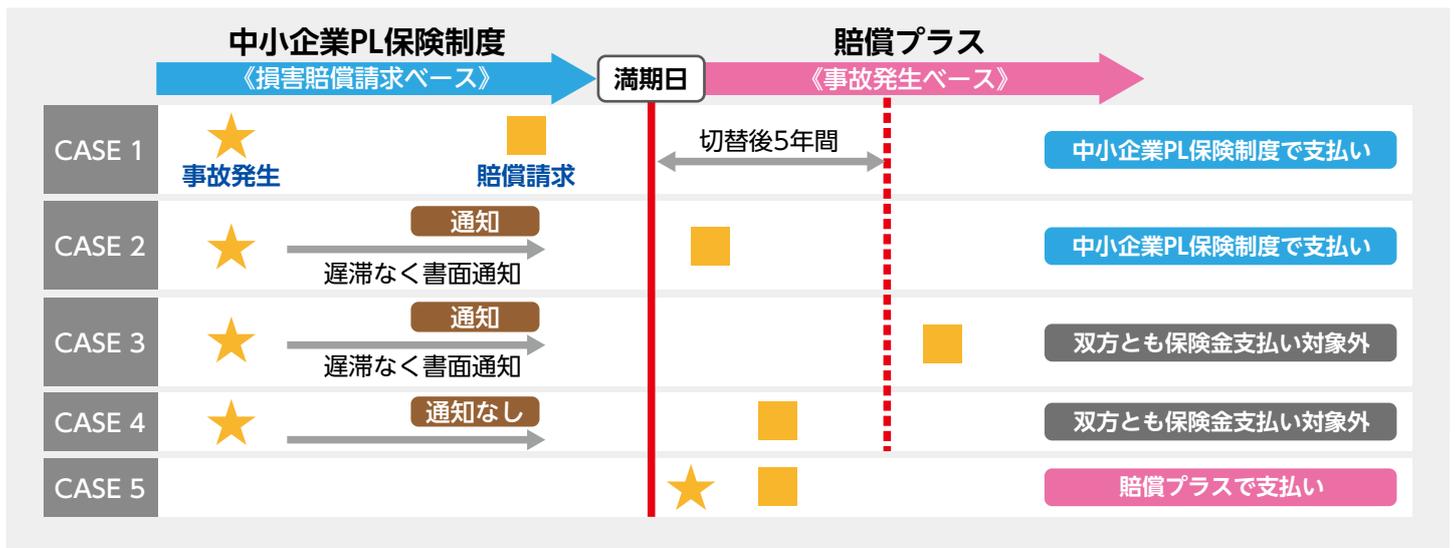
- ① **中小企業PL保険制度は途中での解約手続きができません。**
- ② 中小企業PL保険制度とビジネス総合保険制度「賠償プラス」は補償が重複する部分があります。  
補償が重複する場合はご希望の内容よりも補償が過大になったり、不要な保険料をご負担いただくことになりますので、十分にご確認ください。
- ③ 中小企業 PL 保険制度は「初年度契約日（制度に最初に加入した日、一度脱退した場合は、再度加入した日）」以降に発生した事故について、**保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた**ことをもって保険金支払いの対象事故とする、いわゆる「損害賠償請求ベース」の保険制度です。

### (2) ビジネス総合保険制度「賠償プラス」について

ビジネス総合保険制度「賠償プラス」の賠償責任の補償は**保険期間内に発生した事故を保険金支払いの対象事故**とする、いわゆる「事故発生ベース」の保険制度です。

したがって、中小企業 PL 保険制度にご加入いただいていた期間に発生した事故については、「賠償プラス」では補償の対象とすることができません。

詳しくは下表をご覧ください。



### (3) ビジネス総合保険制度「賠償プラス」リコール特約について

ビジネス総合保険制度「賠償プラス」のリコール特約は保険期間内にリコールの発生通知を行った場合にかぎり保険金支払いの対象事故となります。なお「初年度契約日（本制度または中小企業PL保険制度におけるリコール特約加入日）」以前に回収原因の事故の発生またはそのおそれが生じていることを知ったときもしくは知ったと合理的に推定されるときは補償の対象とはなりません。

したがって、**「賠償プラス」リコール特約にご加入される場合で、中小企業PL保険制度リコール特約にご加入されていた場合は、中小企業PL保険制度リコール特約の初年度契約日をご申告ください。**

## 2. 日本商工会議所情報漏えい賠償責任保険制度にご加入の方へ

ビジネス総合保険制度「賠償プラス」の情報漏えい補償特約は「初年度契約日（本制度の情報漏えい補償特約または日本商工会議所情報漏えい賠償責任保険制度に最初に加入した日）」より前に、すでに情報漏えいの発生を知っている場合や知っていたと合理的に推定できる場合は補償の対象とはなりません。

したがって、**「賠償プラス」情報漏えい補償特約にご加入される場合で、日本商工会議所情報漏えい賠償責任保険制度にご加入されていた場合は、日本商工会議所情報漏えい賠償責任保険制度の初年度契約日をご申告ください。**

# 特にご注意いただきたいこと

## I 契約締結時における注意事項

### 1 告知義務と告知事項

ご加入者または記名被保険者の方には、告知事項(加入依頼書および付属書類の記載事項すべて)について、損保ジャパン日本興亜に事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、事故の際に保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

### 2 加入者証について

加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入のお申し込み日から3か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

### 3 クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

### 4 他人のための契約について

ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

## II 契約締結後における注意事項

### 1 通知義務等

(1)ご加入後に、通知事項が発生する場合は取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。ご通知や通知事項に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合は、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。

#### <通知事項>

- 加入依頼書および付属書類の記載事項の内容に変更を生じさせる事実が発生すること<sup>(注)</sup>

(2)ご加入者、記名被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

(注) 加入依頼書などに記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知が必要となります。(ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパン日本興亜までご通知いただく必要はありません。)

### 2 ご契約を解約される場合

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパン日本興亜の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

## III 万一事故にあわれたら

### 1 事故が起こった場合のお手続き

事故が起こった場合は、遅滞なく、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、右記事故サポートセンターへご連絡ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

#### 【事故サポートセンター】

**0120-727-110** おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】 平日:午後5時~翌日午前9時  
土日祝日:24時間(12月31日~1月3日を含みます。)

※上記受付時間外は、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。

### 2 保険金のご請求に必要な書類

保険金のご請求にあたっては、以下の書類のうち損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出していただきます。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍簿本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書など
③	損害(※1)の額、損害(※1)の程度および損害(※1)の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、修理見積書、写真、領収書、図面(写)、取扱説明書、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿(写)など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書、固定資産課税台帳登録事項証明書など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※2)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収証、承諾書など
⑦	質権が設定されている場合に、保険金請求に必要な書類	承諾書、債権額現在高通知書、質権者専用保険金振込依頼書など
⑧	損保ジャパン日本興亜が支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書など

(※1) 損害とは保険金のお支払い対象となる損害、損失、費用または傷害のことをいいます。

(※2) 保険金は、原則として被保険者から相手の方への賠償金を支払った後にお支払いします。

(注) 事故の内容および損害の額等に応じ、前記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

### 3 保険金のお支払いについて

上記②の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

### 4 示談交渉について

(1) 示談交渉は必ず損保ジャパン日本興亜とご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その全部または一部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

(2) 賠償事故が起きた場合には、取扱代理店および損保ジャパン日本興亜は契約者と被害者(相手方)との示談交渉に関するご相談の受け付けなど、事故解決のためのお手伝いをいたします。ただし、取扱代理店および損保ジャパン日本興亜は、被害者(相手方)との示談交渉をお引き受けすること(示談代行)はできませんのでご了承ください。

## IV その他ご注意いただきたいこと

### 1 保険期間について

- (1)この保険の保険期間(保険のご契約期間)は1年間です。
- (2)保険責任は保険期間の初日の午後4時(加入依頼書またはセットされる特約等にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻)に始まり、末日の午後4時に終わります。

### 2 取扱代理店の権限

取扱代理店は、損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものとなります。

### 3 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合など業務もしくは財産の状況が変化したときには、保険金や返れい金などの支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

### 4 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。
  - 損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<http://www.sjnk.co.jp/>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせ願います。
- 加入者および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

### 保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

【窓口:一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。



**0570-022808**(通話料有料)

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】平日:午前9時15分~午後5時

(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

■このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

【商工会議所名】	【取扱代理店】
【担当営業店】	
<受付時間> 平日:午前9時から午後5時まで (土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)	
【募集文書作成担当店】 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 営業開発部第三課 〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3 TEL 03-3593-6436 <受付時間> 平日:午前9時から午後5時まで (土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)	